

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月30日
【会社名】	DMG森精機株式会社
【英訳名】	DMG MORI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 雅彦
【本店の所在の場所】	奈良県大和郡山市北郡山町106番地 (注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は 「最寄りの連絡場所」で行っております。
【電話番号】	0743(53)1125(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 平手 利彦
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅2丁目35番16号
【電話番号】	052(587)1811(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 平手 利彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込 むべき金額の合計額を合算した金額 2,701,610,000円 (注) 1. 本募集は、平成28年9月13日開催の当社取締役会決議 に基づき、ストックオプションを目的として、新株予 約権を発行するものであります。 2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行 することから無償で発行するものといたします。 3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場 合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社 が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約 権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたしま す。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年9月13日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「発行数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」ならびに「新規発行による手取金の額」が平成28年9月30日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権証券）
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	24,200個(新株予約権1個につき100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
	<省略>

<中略>

(注)3. 本新株予約権の募集は、当社の執行役員並びに当社及び当社子会社の従業員に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社執行役員	20名	5,550個
当社及び当社子会社の従業員	140名	18,650個
合計	160名	24,200個

(注) 対象者の所属する子会社には、完全子会社ではない子会社が含まれております。

(訂正後)

発行数	24,100個(新株予約権1個につき100株)
	<省略>

<中略>

(注)3. 本新株予約権の募集は、当社の執行役員並びに当社及び当社子会社の従業員に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社執行役員	20名	5,550個
当社及び当社子会社の従業員	139名	18,550個
合計	159名	24,100個

(注) 対象者の所属する子会社には、完全子会社ではない子会社が含まれております。

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

< 省略 >	
新株予約権の目的となる株式の数	2,420,000株 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,531,320,000円 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込み額であります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とする。ただし、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める1株当たりの行使価額について調整が行われた場合、発行価額は調整後の行使価額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。 また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
< 省略 >	

(訂正後)

< 省略 >	
新株予約権の目的となる株式の数	2,410,000株 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、1,121円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,701,610,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は、1,121円とする。ただし、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める1株当たりの行使価額について調整が行われた場合、発行価額は調整後の行使価額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。 また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
< 省略 >	

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,531,320,000	2,000,000	2,529,320,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の行使による払込金額の総額であり、本有価証券届出書提出時の見込み額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,701,610,000	2,000,000	2,699,610,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の行使による払込金額の総額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。